国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、

次の要件を満たす方は、

保険料(税)が減免となります。

【保険料(税)の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、 又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ 保険料(税)を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収 入減少(※)が見込まれる世帯の方

保険料(税)の一部を減額

※保険料(税)が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に 比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下で あること

注:申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○保険料(税)の減免額は、減免対象保険料(税)額 (A×B/c) に 減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料(税)額(A×B/C)

合計所得金額に応じた減免割合(D)

A:世帯の被保険者全員について算定 した保険料(税)額

300万円以下の場合 : 全部(10分の10) 400万円以下の場合 :10分の8

B:世帯の主たる生計維持者の減少が見 込まれる収入にかかる前年の所得額 550万円以下の場合 :10分の6 750万円以下の場合 : 10分の4

C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者

1,000万円以下の場合:10分の2

全員の前年の合計所得金額

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、 対象保険料(税)の全部を免除。

御自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、 まずは税務町民課国保係にお問い合わせ下さい。

庄内町税務町民課国保係

電話: 0234-42-0152 メールアドレス: kokuho@town.shonai.yamagata.jp

ホームページにも関連情報を掲載しております。